税務相談室

所　得　控　除

北海道医師会顧問税理士　中村（なかむら）　孝一（こういち）

質問1　所得金額から差し引くことができる「所得控除」とは、どういうものでしょうか？

回　答　雑損控除など16種類の所得控除があります。

所得税は、課税の公平や能力に応じた租税負担の実現に最も適した税であるといわれています。その理由の一つとして、納税者の個人的事情に対して、きめ細かな配慮が行える点が挙げられています。

例えば、災害によって多額の損害を受けた場合や多額の医療費を支払った場合、また、扶養親族が多い場合などを、納税者の担税力を減殺する事情としてとらえ、その納税者の課税すべき所得から法律で定めた額を差し引いて税負担を減少させることにしています。

この課税すべき所得から差し引くものを所得控除といい、現在16種類の所得控除が定められています。

⑴　雑損控除 ⑵　医療費控除	異常な損失や支出についての配慮
⑶　社会保険料控除 ⑷　小規模企業共済等掛金控除 ⑸　生命保険料控除 ⑹　地震保険料控除 （平成18年分までは、 損害保険料控除）	加入奨励の政策的配慮
⑺　寄附金控除	公益的寄附を奨励する配慮
⑻　障害者控除 ⑼　寡婦控除 ⑽　ひとり親控除 ⑾　勤労学生控除	通常の場合に比し担税力が弱く、また追加的費用を斟酌するための配慮
⑿　配偶者控除 ⒀　配偶者特別控除 ⒁　扶養控除 ⒂　特定親族特別控除 ⒃　基礎控除	課税最低限に係る配慮

次に、これらの控除額は次の順序で控除します。

①総所得金額→②分離課税の短期譲渡所得の金額→③分離課税の長期譲渡所得の金額→④分離課税の上場株式等に係る配当所得等の金額→⑤分離課税の一般株式等に係る譲渡所得等の金額→⑥分離課税の上場株式等に係る譲渡所得等の金額→⑦分離課税の先物取引に係る雑所得等の金額→⑧山林所得金額→⑨退職所得金額